

●被扶養者取消時の提出書類

	提出書類等	備考
1	「被扶養者申告書（取消）」	
2	組合員被扶養者証等	紛失のため返納できないときは 「組合員証等紛失届」
3	「国民年金第3号被保険者関係届」 ※20歳以上60歳未満の配偶者のみ	※就職により他の健康保険に加入する 場合は提出不要
4	被扶養者の取消日が確認できる書類	下表参照

被扶養者の取消日が確認できる書類

取消理由	添付書類（とくに記載がない場合はいずれか1種類を添付）
就職等	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい健康保険証の写し ・就職日や労働条件変更日が確認できる雇用契約書等 ※共済組合の「労働条件等証明書」に、次の2項目が雇用主により証明されたものでも可 <ul style="list-style-type: none"> ①雇用開始日又は労働条件の変更日 ②健康保険の有無
収入増加	給与収入の増加 ・労働条件等証明書等
	年金決定額の増加 「決定通知書」または「改定通知書」の写し ※通知に記載された決定日から取消
	事業・不動産・農業収入の増加 ①収入額が認定基準額以上となることが見込める場合 <ul style="list-style-type: none"> ・開業により見込めるときは開業届（開業日から取消） ・契約等により見込めるときは契約書等の写し（契約日から取消） ②確定申告により収入が認定基準額以上となることが判明した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書一式の写（税務署受付日のあるもの） ・電子データで送信提出した場合は、確定申告書一式の控及び送信票（受付日時が表示されているもの）
失業給付等の受給	雇用保険受給者証の写し（第1～4面） ※支給期間の初日から取消
休業給付の受給開始	当該健康保険者発行の受給開始日及び手当日額が確認できる書類
離婚	離婚日の確認できる書類（戸籍抄本、離婚届の受理証明等） ※離婚日から取消

死亡	死亡日の確認できる書類（埋葬許可証の写し、住民票の除籍証明等） ※死亡日の翌日から取消
結婚	婚姻日の確認できる書類（戸籍抄本、婚姻届の受理証明等） ※婚姻日から取消
扶養の つけかえ	被扶養者（A）が、組合員以外の者（B）の被扶養者となることを希望する場合で、 ①Bの被扶養者として認定された後、共済組合へ取消手続きを行うときは、Aの新しい健康保険証の写し ②共組合の取消手続きを行った後、Bの被扶養者認定の手続きを行うときは、添付書類不要
75 歳到達	組合員被扶養者証及び高齢受給者証の返納のみ必要 ※75歳の誕生日に自動的に取消が行われるため、被扶養者申告書（取消）は提出不要
その他	共済組合へお問合せください